

証券コード 4598
2025年6月4日

株 主 各 位

徳島県徳島市川内町宮島錦野37番地の5
Delta-Fly Pharma株式会社
代表取締役社長 江 島 清

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第15回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.delta-flypharma.co.jp/>



上記ウェブサイトへアクセスいただき、「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://www.delta-flypharma.co.jp/ir/stock/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Delta-Fly Pharma」または「コード」に当社証券コード「4598」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、3～4ページに記載のご案内に従って、2025年6月25日（水）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 徳島県徳島市大道1丁目61番1号
徳島ワシントンホテルプラザ
（開催場所が前年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
- 報告事項 第15期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日のご出席に代えて、スマートフォン等によるインターネット行使または書面（郵送）による行使が可能です。是非、事前の議決権行使をご活用ください。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会へご出席される皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに変更内容を掲載させていただきます。



# インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限  
2025年6月25日（水曜日）  
午後5時30分まで

## スマートフォンによる議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。



## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。▶ <https://www.web54.net>

## その他

- (1) 議決権行使は行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただけますようお願いいたします。
- (2) 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力下さい。
- (3) 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (4) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (5) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

## お問い合わせ先

### パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

**0120-652-031**

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

### その他のご照会

- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様  
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社へお問い合わせください。
- イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）  
三井住友信託銀行証券代行部

【電話】 **0120-782-031**  
（受付時間9時～17時 土日休日を除く）

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果や、インバウンド需要の増加等により緩やかな回復が続くことが期待される一方で、継続するエネルギー価格、原材料費の高騰、為替変動及び米国の関税政策等による景気への影響が懸念されるなど、依然として先行きが不透明な状況が継続しております。

当社では、がん患者の高齢化による治療への懸念や新薬の高額化による費用負担増加への不安が進む中、経済的にも安心して家族のがん患者にも勧められる治療法を提供することを目指して、「モジュール創薬」に基づく研究開発に取り組む、各パイプラインの臨床開発を前進させました。

抗がん剤候補化合物DFP-10917単剤の米国における臨床第3相比較試験は、中間解析のためのデータクリーニング処理が完了に近づき、2025年にデータカットオフの準備を進めております。また、昨年9月より開始しておりますベネトクラクス治療前歴のある急性骨髄性白血病の患者を対象に、米国においてDFP-10917とベネトクラクスの併用療法による臨床第1／2相試験は、第1相部分（容量設定）の全6症例の忍容性が確認され、有効性を確認する第2相部分の症例登録中であります。日本におけるライセンスパートナーの日本新薬㈱が国内の臨床第1相試験の症例登録を進めております。抗がん剤候補化合物DFP-14323は国内における主要基幹病院約30施設で臨床第3相試験の症例登録を継続しております。抗がん剤候補化合物DFP-17729は国内における臨床第2／3相試験を開始いたしました。抗がん剤候補化合物DFP-11207は治験薬の製造を行い、次試験の開始に向けて日本での実施の検討を継続しております。抗がん剤候補化合物DFP-14927は、米国において臨床第1相拡大試験を継続しております。また、抗がん剤候補化合物DFP-10825は前臨床試験を完了し、臨床第1相試験の開始に向けた検討・準備をしております。

以上の結果、当事業年度におけるマイルストーン収入等はなく、事業収益はありませんでした(前事業年度比－%)。事業費用につきましては、開発パイプラインの臨床試験における医療機関並びに症例数の増加、次試験に向けた治験

薬となる原薬や製剤の製造などを進めたことなどに伴い、1,708百万円(前事業年度比21.7%増)となりました。この結果、営業損失は1,708百万円(前事業年度は1,403百万円の損失)、経常損失は1,718百万円(前事業年度は1,426百万円の損失)、当期純損失は1,721百万円(前事業年度は1,429百万円の損失)となりました。

なお、当社は医薬品事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績を記載しておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度中において重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、当事業年度中に、新株予約権の発行及び行使を受けたことにより、756百万円の資金を調達しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第 12 期<br>(2022年3月期) | 第 13 期<br>(2023年3月期) | 第 14 期<br>(2024年3月期) | 第 15 期<br>(当事業年度)<br>(2025年3月期) |
|---------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 事 業 収 益 (百万円)             | 300                  | —                    | —                    | —                               |
| 経常損失 (△) (百万円)            | △964                 | △1,325               | △1,426               | △1,718                          |
| 当期純損失 (△) (百万円)           | △967                 | △1,328               | △1,429               | △1,721                          |
| 1 株 当 たり<br>当期純損失 (△) (円) | △178.58              | △234.51              | △198.78              | △195.58                         |
| 総 資 産 (百万円)               | 1,324                | 906                  | 1,474                | 434                             |
| 純 資 産 (百万円)               | 1,233                | 791                  | 1,232                | 277                             |
| 1 株 当 たり純資産 (円)           | 227.41               | 123.91               | 149.69               | 28.36                           |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
  
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社は、「モジュール創薬」により、安心して家族のがん患者に勧められる治療法を提供することを目指しています。このような背景の下で、当社は、次の対処すべき課題に取り組んでまいります。

#### ① DFP-10917の開発推進

再発・難治性急性骨髄性白血病治療剤のDFP-10917は、中間解析のためのデータクリーニング処理が完了に近づき、2025年にデータカットオフの準備を進めております。また、昨年9月より開始しておりますベネトクラクス治療前歴のある急性骨髄性白血病患者を対象に、米国においてDFP-10917とベネトクラクスの併用療法による臨床第1／2相試験は、第1相部分（容量設定）の全6症例の忍容性が確認され、有効性を確認する第2相部分の症例登録中であります。日本におけるライセンスパートナーの日本新薬(株)が国内の臨床第1相試験の症例登録を進めております。

#### ② DFP-14323の開発推進

がん免疫機能調整剤のDFP-14323は、日本国内において臨床第3相試験（大規模比較試験）の症例登録を進めるとともに、日本における独占的販売のライセンス契約を締結している日本ケミファ(株)やDFP-14323に高い関心を示している海外の製薬企業の協力を得て、臨床第3相試験の加速を目指してまいります。

### ③ DFP-17729の開発推進

がん微小環境改善剤のDFP-17729は、国内における臨床第1／2相試験を開始してまいりました。その結果に基づいて効果と安全性を評価し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）と次試験に向けた相談を約9か月に亘り行ってまいりました。また、日本における独占的販売のライセンス契約を締結している日本ケミファ㈱からの協力等を得て、臨床第2／3相試験を開始いたしました。

### ④ その他の開発推進

当社は、DFP-11207、DFP-14927及びDFP-10825などの複数の開発品を保有しています。

がん細胞代謝調節剤のDFP-11207については、日本での次試験の実施に向けて検討を進めており、日米欧並びにアジアにおける提携パートナーの確保を目指してまいります。

抗がん剤高分子デリバリーのDFP-14927については、米国において前期第2相試験に相当する拡大臨床第1相試験への移行を進めてまいりました。

核酸医薬デリバリーのDFP-10825については、臨床第1相試験の開始に向けた治験薬の準備及び国内外の会社から支援を受けながら、さらに開発を進めてまいります。

これら複数の開発品を世界の主要国において承認を取得するためには、臨床試験を実施するための開発体制の強化と開発資金の確保が課題となります。このため、当社は提携パートナーの獲得を目指しながら、公募増資や新株予約権の行使で調達した資金を計画的に投入して開発の推進を図ってまいります。

### ⑤ 開発パイプラインの充実

当社は、「モジュール創薬」により新しい抗がん剤候補化合物の探索研究を行っており、これらの候補化合物を開発パイプライン段階まで推進するためには、開発資金の確保が課題となります。

⑥ 財務体質の強化

当社は、多額の研究開発費用が先行して必要となるため、継続的な営業損失が発生するとともに営業キャッシュ・フローもマイナスとなる傾向があり、そのため、財務体質の強化が課題となります。今後は、ライセンス契約の締結をはじめとした国内外のパートナーとの提携、研究開発活動の適切なコントロールに加え、株式市場や金融機関からの資金調達等により、更なる財務体質の強化に努める方針です。

⑦ 人材の獲得

当社は、研究開発のマネジメント業務に特化し、外部の人材紹介企業を有効活用することにより、小規模な組織で効率的な運営を行っております。しかしながら、上記の通り、今後開発品の増加が見込まれるため、適切な人材確保を図っていく方針です。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社は、新規抗がん剤の開発事業を主要な事業としております。主要な開発パイプラインは以下の通りです。

| 開発品<br>(投与方法)       | 作用機序                                                   | 対象疾患                   | 開発段階<br>(開発地域)                        | 提携会社      |
|---------------------|--------------------------------------------------------|------------------------|---------------------------------------|-----------|
| DFP-10917<br>(持続静注) | がん細胞周期調節<br>(細胞周期G2/M期停止)                              | 再発・難治性<br>急性骨髄性白血病     | 第3相試験中<br>(米国)                        | —         |
|                     |                                                        |                        | ベネトクラクス<br>との併用療法<br>第1/2相試験中<br>(米国) | —         |
|                     |                                                        |                        | 第1相試験中<br>(日本)                        | 日本新薬(株)   |
| DFP-14323<br>(経口)   | がん免疫機能調整剤<br>(抗腫瘍免疫能活性化)                               | 肺がん等                   | 第3相試験中<br>(日本)                        | 日本ケミファ(株) |
| DFP-11207<br>(経口)   | がん細胞代謝調節剤<br>(チミジル酸シンターゼ阻害)                            | 固形がん<br>(膵がん等)         | 第2相準備中<br>(米国)                        | —         |
| DFP-14927<br>(静注)   | 抗がん剤高分子<br>デリバリー                                       | 固形がん<br>(血液がん)         | 拡大第1相試験中<br>(米国)                      | —         |
| DFP-17729<br>(経口)   | がん微小環境改善剤<br>(Na <sup>+</sup> /H <sup>+</sup> 交換輸送体阻害) | 固形がん<br>(膵がん他)         | 第2/3相試験中<br>(日本)                      | 日本ケミファ(株) |
| DFP-10825<br>(腹腔内)  | 核酸医薬デリバリー<br>(チミジル酸シンターゼ産生阻害)                          | 腹膜播種転移がん<br>(胃がん、卵巣がん) | 第1相試験準備                               | —         |

## (6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

|       |              |
|-------|--------------|
| 本 社   | 徳島県徳島市       |
| 事 業 所 | 東京事務所：東京都中央区 |

## (7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

| 使用人数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 13 (－) 名 | 一名 (－)    | 52.0歳 | 8.1年   |

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 14,420,000株

(2) 発行済株式の総数 9,729,900株

(注) 新株予約権の行使により、1,500,000株増加しております。

(3) 株主数 6,091名

(4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                   | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------|----------|---------|
| 江 島 清                                   | 832,000株 | 8.5%    |
| 日 本 ケ ミ フ ァ 株 式 会 社                     | 430,300  | 4.4     |
| モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー M U F G 証 券 株 式 会 社 | 341,300  | 3.5     |
| 宮 崎 羅 貴                                 | 190,500  | 1.9     |
| 東 京 短 資 株 式 会 社                         | 190,000  | 1.9     |
| 三 洋 化 成 工 業 株 式 会 社                     | 150,000  | 1.5     |
| 江 平 文 茂                                 | 150,000  | 1.5     |
| 南 方 俊 祐                                 | 95,500   | 0.9     |
| 田 鍋 隆                                   | 91,900   | 0.9     |
| 飯 塚 健 蔵                                 | 85,000   | 0.8     |

(注) 持株比率は自己株式 (198株) を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                            |                     | 第 3 回 新 株 予 約 権                             |
|--------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                  |                     | 2020年12月8日                                  |
| 新 株 予 約 権 の 数                              |                     | 750個                                        |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と なる 株 式 の 種 類 と 数         |                     | 普通株式 75,000株<br>(新株予約権1個につき 100株)           |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                        |                     | 新株予約権1個当たり 1,000円                           |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権1個当たり155,300円<br>(1株当たり1,553円)         |
| 権 利 行 使 期 間                                |                     | 2020年12月24日から2030年12月23日まで                  |
| 行 使 の 条 件                                  |                     | (注)                                         |
| 役 員 の 保 有 状 況                              | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 650個<br>目的となる株式数 65,000株<br>保有者数 3名 |
|                                            | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 20個<br>目的となる株式数 2,000株<br>保有者数 2名   |

#### (注) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他の新株予約権等の状況

|                                        | 第 8 回 新 株 予 約 権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行決議日                                  | 2024年9月20日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の数                                | 15,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                     | 普通株式 1,500,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の払込金額                             | 新株予約権1個当たり86円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | <p>当初行使価額 1株当たり527円</p> <p>第8回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、最初に当該通知を受領した日を除きます。以下、修正条項適用後の第9回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日とあわせて、個別に又は総称して「修正日」といいます。)以降、各修正日の前取引日(以下に定義します。但し、前取引日が当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構の株式等の振替に関する業務規程第144条に定義する株主確定日をいう。)又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎがない日に該当する場合は、それぞれ株主確定日の2取引日前の日又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎが行えた直近の取引日とします。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「取引所終値」といいます。)の93%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。但し、第8回新株予約権の行使が、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が2024年9月20日の取引所終値(以下「発行決議日終値」といいます。)を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額(本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整されます。)に修正されます。</p> <p>上記の計算による修正後の行使価額が284円を下回ることとなる場合(以下、これらの金額を個別に又は総称して「下限行使価額」といいます。)、行使価額は下限行使価額とします。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限を含みます。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたりません。また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p> |
| 権利行使期間                                 | 2024年10月8日から2026年10月7日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 割 当 先                                  | マコーリー・バンク・リミテッド                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

(注) 上記新株予約権については、2024年12月12日をもって全て行使されており、その結果、資本金が382百万円、資本準備金が382百万円それぞれ増加しております。

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                        | 第 9 回 新 株 予 約 権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 発 行 決 議 日                              | 2024年9月20日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 新 株 予 約 権 の 数                          | 5,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                     | 普通株式 500,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の払込金額                             | 新株予約権1個当たり86円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | <p>当初行使価額 1株当たり812円</p> <p>第9回新株予約権の行使価額は、当初固定とし、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ（以下「行使価額修正選択権」といいます。）、かかる決定がなされた場合、行使価額は本新株予約権の発行要項に基づき修正されることとなります。本新株予約権の発行要項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る本新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含みます。）から起算して10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降、本新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日（但し、前取引日が当社普通株式に係る株主確定日（株式会社証券保管振替機構の株式等の振替に関する業務規程第144条に定義する株主確定日をいう。）又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎがない日に該当する場合は、それぞれ株主確定日の2取引日前の日又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎが行えた直近の取引日とします。）の取引所終値の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正されます。但し、第9回新株予約権の行使が、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則第436条第1項に定義する制限超過行使に該当する場合であって、上記計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日終値を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額（本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割等が行われた場合は、同額に株式分割等の比率を乗じて調整されます。）に修正されます。</p> <p>上記の計算による修正後の行使価額が271.3円を下回ることとなる場合（以下、これらの金額を個別に又は総称して「下限行使価額」といいます。）、行使価額は下限行使価額とします。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日を含みます。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限を含みます。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p> |
| 権 利 行 使 期 間                            | 2024年10月8日から2026年10月7日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 割 当 先                                  | マコーリー・バンク・リミテッド                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                |
|-----------|---------|----------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 江 島 清   |                                        |
| 取 締 役     | 飯 塚 健 蔵 | 研究開発部門担当                               |
| 取 締 役     | 黒 滝 健 一 | 管理部門担当                                 |
| 取 締 役     | 岸 井 幸 生 | 岸井幸生公認会計士事務所 代表<br>LBAアドバイザリー(株) 代表取締役 |
| 取 締 役     | 小 南 欽一郎 | テック&フィンストラテジー(株) 代表取締役                 |
| 取 締 役     | 谷 口 明 史 |                                        |
| 常 勤 監 査 役 | 前 田 真 明 |                                        |
| 監 査 役     | 木 村 正 弥 |                                        |
| 監 査 役     | 山 本 昇 平 | (株)Necusto 代表取締役                       |

- (注) 1. 取締役岸井幸生氏、小南欽一郎氏及び谷口明史氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役前田真明氏及び山本昇平氏は、社外監査役であります。  
3. 常勤監査役前田真明氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社取締役及び当社監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で締結しております。保険料は会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|--------------------|--------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                    |                    | 基本報酬               | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 64,800<br>(10,800) | 64,800<br>(10,800) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 6<br>(3)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 9,000<br>(5,400)   | 9,000<br>(5,400)   | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 3<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 73,800<br>(16,200) | 73,800<br>(16,200) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 9<br>(5)              |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第11回定時株主総会決議において年間総額300百万円以内（うち、社外取締役分40百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役4名）であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第11回定時株主総会決議において、年間総額300百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
3. 当事業年度の取締役報酬の決定は、2024年6月27日開催の取締役会決議で決定しております。また、監査役報酬の決定は、2024年6月27日開催の監査役会決議で決定しております。

##### ② 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

##### ③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を、以下の通り決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

###### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、年額の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。原則として報酬年額の12分の1を毎月社員の給与の支払日に支払う。

c. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標KPIを反映した現金報酬とし、各事業年度の会社の事業計画及び各役員が担う計画（営業利益など）の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて取締役会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

d. 報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参考とする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、取締役会において検討を行う。取締役会（e. の委任を受けた代表取締役社長）は検討内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、業績連動報酬等の支給については、原則として、当社業績が黒字化されることを前提とし、黒字化した場合、改めて、取締役会において検討を行うものとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長江島清がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。当該委任をした理由は、会社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績成果等を適切に判断するには、代表取締役社長が適任であると判断したためである。

- ④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額該当事項はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役の岸井幸生氏は、岸井幸生公認会計士事務所代表及びLBAアドバイザー(株)の代表取締役ですが、各兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。
  - ・社外取締役の小南欽一郎氏はテック&フィンストラテジー(株)代表取締役ですが、兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。
  - ・社外監査役の山本昇平氏は、(株)Necustoの代表取締役ですが、兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名    | 取締役会への出席状況 | 監査役会への出席状況 | 活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要                                       |
|-----|-------|------------|------------|-----------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 岸井幸生  | 17回中17回    | —          | 出席した取締役会において、公認会計士及び税理士としての専門性に基づく豊富な経験と実績を活かし、適宜必要な発言を行っております。 |
| 取締役 | 小南欽一郎 | 17回中17回    | —          | 出席した取締役会において、投資銀行業務におけるバイオ分野での豊富な経験と実績を活かし、適宜必要な発言を行っております。     |
| 取締役 | 谷口明史  | 17回中17回    | —          | 出席した取締役会において、弁護士としての専門性に基づく豊富な経験と実績を活かし、適宜必要な発言を行っております。        |
| 監査役 | 前田真明  | 17回中17回    | 13回中13回    | 出席した取締役会及び監査役会において、銀行での豊富な経験と実績を活かし、適宜必要な発言を行っております。            |
| 監査役 | 山本昇平  | 17回中17回    | 13回中13回    | 出席した取締役会及び監査役会において、製薬企業での経験や豊富な経営実績を活かし、適宜必要な発言を行っております。        |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額 |
|--------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 16百万円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下の通りであります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

毎月開催される取締役会には、原則として全ての役員が出席するものとし、各取締役は職務の執行状況について報告し、監査役は取締役の職務の執行状況を監督する。また、監査役による日常の業務監査によって、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているか監視する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報及び文書については、文書管理規程及び機密情報管理規程に従い適切に保存及び管理を行い、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制とする。また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行うものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、リスク管理責任者並びにリスクへの対応手続を明確化することで、部署横断的なリスク管理体制を構築する。定期的なリスク管理に関する情報共有の場を設け、リスクを低減するための施策を講じるほか、実際にリスクが顕在化した場合には、リスクの内容及びそれがもたらす損失の程度等についてリスク管理責任者が検討を行い、直ちにトップマネジメントその他の関係者に報告される体制とする。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画のマネジメントについては、経営理念及び経営基本方針に基づき毎年策定される年度事業予算に従い、各業務執行ラインにおいて目標達成のための活動を行うものとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、業績報告を通じて定期的に検証を行う。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程において定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全役員に配付される体制をとるものとする。

日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づいて権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに従い業務を遂行するものとする。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
全使用人に法令及び定款の遵守を徹底させるため、コンプライアンス規程を制定し、行動基準の周知を図るとともに、万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、速やかに監査役、顧問弁護士及びトップマネジメントに報告される体制を構築する。また、これらの実効性を高めるため、定期的に研修会を開催し、コンプライアンスに対する関心と知識の向上を図るものとする。同時に、内部通報制度を導入し、法令及び定款に違反する行為を早期に発見できる体制を構築する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
内部監査を担当する内部監査人を監査役の職務を補助すべき担当とし、監査役の求めに応じて内部監査スタッフがその任に当たる。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動等については、事前に監査役会の同意を得るものとする。また、当該使用人の人事評価に際しては、監査役の意見を聴取するものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。なお、当該報告及び情報提供の主なものは、次の通りとする。  
イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実  
ロ. 内部統制システム構築に関わる部門の活動状況  
ハ. 内部監査部門の活動状況  
ニ. 重要な会計方針、会計基準及びその変更  
ホ. 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容  
ヘ. 内部通報制度の運用及び通報の内容  
ト. 稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
前号の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底する。
- ⑩ 監査役 of 職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役 of 職務の執行について生じる費用等を支弁するため、一定額の予算を設ける。監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役 of 職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

① その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役、内部監査人及び監査法人の三者による意見交換会を定期的に開催するものとする。また、監査役は、必要に応じて外部専門家の意見を聴取する機会を与えられるものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

取締役会は社外取締役3名を含む6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しており、各業務執行取締役から業務執行の状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。当事業年度の実績は17回開催されました。

取締役会とは別に毎月1回以上、当社の業務執行取締役及び主な幹部社員による会議を開催し、当社の経営状況や経営課題に関してより具体的に情報共有し、活発な質疑応答、意見交換を通して当社の職務執行の適正及び効率性の確保に努めました。また、監査役が当会議に出席し、その内容について情報共有を図り、意見交換を行いました。

監査役会では、代表取締役社長と定期的に業務執行の状況に関する意見交換を行いました。監査役が重要な会議に出席した結果に関して、適宜、監査役会へ報告するなど情報共有を図り、必要に応じて意見交換を行いました。

コンプライアンスに対する取組に関しては、当社の内部監査担当が、内部監査計画に基づき、各部門に対して法令、定款、規程等の遵守状況の監査を行い、その結果を代表取締役社長、監査役会に対して報告し、必要に応じて改善を行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は創業以来、株主に対する剰余金の配当を実施しておりません。また、今後当面は、企業体質の強化及び研究開発活動の継続的な実施に備えた資金の確保を優先し、剰余金の配当は行わない方針であります。

一方で、株主への利益還元については、当社の重要な経営課題と認識しており、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しつつ剰余金の配当を検討する所存であります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目            | 金 額            |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| (資産の部)          |                | (負債の部)         |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>394,676</b> | <b>流動負債</b>    | <b>156,538</b> |
| 現金及び預金          | 338,829        | 未払金            | 124,588        |
| 前払費用            | 2,761          | 未払法人税等         | 30,067         |
| 未収還付消費税等        | 51,456         | 預り金            | 1,882          |
| その他             | 1,628          | <b>負債合計</b>    | <b>156,538</b> |
| <b>固定資産</b>     | <b>39,658</b>  | (純資産の部)        |                |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>36,769</b>  | 株主資本           | 275,886        |
| 建物              | 27,758         | 資本金            | 5,113,757      |
| 構築物             | 1,724          | 資本剰余金          | 5,093,757      |
| 工具、器具及び備品       | 4,788          | 資本準備金          | 5,093,757      |
| 減価償却累計額         | △12,933        | 利益剰余金          | △9,931,290     |
| 土地              | 15,432         | その他利益剰余金       | △9,931,290     |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,888</b>   | 繰越利益剰余金        | △9,931,290     |
| 差入保証金           | 2,063          | 自己株式           | △337           |
| 長期前払費用          | 820            | 新株予約権          | 1,910          |
| その他             | 5              | <b>純資産合計</b>   | <b>277,796</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>434,334</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>434,334</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額       |            |
|-----------------------------|-----------|------------|
| 事 業 収 益                     |           | -          |
| 事 業 費 用                     |           |            |
| 研 究 開 発 費                   | 1,437,958 |            |
| そ の 他 の 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 270,265   | 1,708,224  |
| 営 業 損 失 (△)                 |           | △1,708,224 |
| 営 業 外 収 益                   |           |            |
| 受 取 利 息                     | 337       |            |
| そ の 他                       | 11        | 348        |
| 営 業 外 費 用                   |           |            |
| 為 替 差 損                     | 1,179     |            |
| 株 式 交 付 費                   | 9,608     | 10,787     |
| 経 常 損 失 (△)                 |           | △1,718,662 |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 (△)         |           | △1,718,662 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | 2,502     | 2,502      |
| 当 期 純 損 失 (△)               |           | △1,721,164 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本   |           |           |                     |            |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|---------------------|------------|
|                          | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |           | 利 益 剰 余 金           |            |
|                          |           | 資本準備金     | 資本剰余金合計   | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計    |
| 当 期 首 残 高                | 4,731,185 | 4,711,185 | 4,711,185 | △8,210,125          | △8,210,125 |
| 当 期 変 動 額                |           |           |           |                     |            |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)  | 382,572   | 382,572   | 382,572   |                     |            |
| 当 期 純 損 失 (△)            |           |           |           | △1,721,164          | △1,721,164 |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額 (純額) |           |           |           |                     |            |
| 当 期 変 動 額 合 計            | 382,572   | 382,572   | 382,572   | △1,721,164          | △1,721,164 |
| 当 期 末 残 高                | 5,113,757 | 5,093,757 | 5,093,757 | △9,931,290          | △9,931,290 |

|                          | 株 主 資 本 |            | 新株予約権 | 純資産合計      |
|--------------------------|---------|------------|-------|------------|
|                          | 自己株式    | 株主資本合計     |       |            |
| 当 期 首 残 高                | △337    | 1,231,906  | 750   | 1,232,656  |
| 当 期 変 動 額                |         |            |       |            |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)  |         | 765,144    |       | 765,144    |
| 当 期 純 損 失 (△)            |         | △1,721,164 |       | △1,721,164 |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額 (純額) |         |            | 1,160 | 1,160      |
| 当 期 変 動 額 合 計            | -       | △956,019   | 1,160 | △954,859   |
| 当 期 末 残 高                | △337    | 275,886    | 1,910 | 277,796    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 8年～34年

構築物 9年

工具、器具及び備品 4年～15年

#### (2) 収益及び費用の計上基準

当社は、医薬品の研究開発を行っており、ライセンス契約等に基づく契約一時金及びマイルストーン収入を得ております。

契約一時金は、履行義務が一時点で充足される場合にはライセンスを付与した時点で収益を認識しており、マイルストーン収入はマイルストーン達成時に収益を認識しております。

なお、マイルストーン収入は、事後に収益の重大な戻入が生じる可能性を考慮し、契約上定められたマイルストーンが達成された時点で収益として認識しております。

#### (3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

##### ② 外貨建金銭債権債務

期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、流動資産の「その他」に含めていた「未収還付消費税等」(前事業年度13,255千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額      有形固定資産      36,769千円  
(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損の要否に係る判定単位である独立したキャッシュ・フローの生成単位については、単一事業であるため全社を一つの単位として資産のグルーピングを行っております。

固定資産に減損の兆候が存在する場合、その減損の要否の判定は、将来の事業計画により見積もられた将来キャッシュ・フローを基礎として行うこととなります。当該将来事業計画は、将来の経済情勢や経営環境の著しい変化、これらの各パイプラインへの影響などによる重要な不確実性を考慮に入れた一定の仮定のもとで策定しております。

これらの仮定は上記の重要な不確実性による影響を受けることにより翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

### 5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 9,729,900株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
普通株式 198株
- (3) 剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 575,000株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 繰延税金資産                |              |
| 未払事業税                 | 8,396千円      |
| 繰越欠損金                 | 2,740,863千円  |
| 繰延税金資産小計              | 2,749,260千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | △2,740,863千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △8,396千円     |
| 評価性引当額小計              | △2,749,260千円 |
| 繰延税金資産合計              | －千円          |
| 繰延税金資産の純額             | －千円          |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達については直接金融による市場調達等による方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

外貨建ての現金及び預金は、為替変動リスクに晒されております。

金銭債務である未払金は、一部、外貨建てのものがあり為替変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### (ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての債権債務に係る為替変動リスクについて、為替相場の状況を継続的に把握しております。

##### (iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未取還付消費税等、未払金、未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

## 9. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報  
該当事項はありません。
- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。
- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報  
該当事項はありません。

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 28円36銭  |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | 195円58銭 |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による第10回新株予約権及び第2回無担保社債の発行)

当社は、2025年4月14日付の取締役会において、マッコーリー・バンク・リミテッドを割当先とする第三者割当の方法による第10回新株予約権及び第2回無担保社債（私募債）の発行を行うことを決議し、2025年4月30日付で当該新株予約権の2,551千円の払込みと、当該社債の250,000千円の払込が完了しております。

<第10回新株予約権発行の概要>

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 割当日             | 2025年4月30日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の総数        | 24,300 個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 発行価額            | 総額 2,551,500 円（1個あたり105 円）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 当該発行による潜在株式数    | 2,430,000株（新株予約権1個につき100株）上限行使価額はありませぬ。<br>本新株予約権の下限行使価額（以下に定義します。）は244円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は、2,430,000株です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 資金調達の内額         | 1,091,191,500 円（差引手取概算額：1,071,191,500 円）<br>（注）<br>（内訳）新株予約権発行による調達額：2,551,500円<br>新株予約権行使による調達額：1,088,640,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 行使価額及び行使価額の修正条件 | 当初行使価額は448円です。本新株予約権の行使価額は、各行使請求に係る通知を当社が受領した日（以下「修正日」といいます。）以降、各修正日の前取引日（以下に定義します。）の東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されます。<br>本新株予約権の行使価額は、244円を下回らないこととします（以下「下限行使価額」といいます。）。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含みます。）には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。 |
| 行使期間            | 2025年5月1日から2027年4月30日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 募集又は割当方法（割当先）   | マッコーリー・バンク・リミテッド（以下「新株予約権割当先」といいます。）に対する第三者割当                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| その他             | 当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結しております。<br>本買取契約においては、割当先が本新株予約権を譲渡する場合、割当先からの譲受人が本買取契約の割当先としての権利義務の一切を承継する旨が規定されております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

（注）本新株予約権に係る調達資金の内額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の内額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（20,000,000円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の内額は変動いたします。



また、本社債買取契約において、当社は、本社債が全て償還されたこと等、一定の条件を満たした場合には、本社債権者に対して上限発行額を、該当する社債の発行日の直前3取引日間の各日の当社普通株式の取引所での普通取引の日次出来高加重平均価格（VWAP）が、2025年4月11日の当社普通株式の取引所での普通取引の終値の75%相当額を超過している場合は、金250,000,000円とし、上記条件が充足せず、上記3取引日間の各日の日次出来高加重平均価格（VWAP）が50%相当額を超過している場合は、金125,000,000円とし、利率（年率）0.0%、償還期限を2027年4月30日とする1回号又は複数回号の新規の無担保社債（以下「追加社債」といいます。）を発行し、本社債権者に買い取らせることができるものとされており、この場合、本社債権者が買い取る本社債及び追加社債の払込金額の累計額は500,000,000円を超えないものとします。追加社債の発行条件は概ね本社債と同一となる予定であり、追加社債に係る買取契約においては、本社債買取契約と同様に、償還金額の累計額が本新株予約権の行使により割当先から当社に払い込まれた金額の累計額を超えない範囲でのみ、追加社債の一部又は全部の償還を請求することができるものとされる予定です。追加社債が発行された場合、追加社債の発行による調達資金は本新株予約権の資金用途に充当され、本新株予約権の行使による払込金額は、追加社債の未償還額が残存する限り、概ね追加社債の償還に用いられる見込みです。かかる追加社債の発行オプションによって、本社債の償還後においても、残存する本新株予約権の行使を待たずに一定の金額を速やかに調達することが可能となります。

<資金使途>

| 具体的な使途                                    | 金額<br>(百万円) | 支出予定時期                |
|-------------------------------------------|-------------|-----------------------|
| ①DFP-14323 の臨床第3相試験の研究開発費                 | 650         | 2025年6月～<br>2029年12月  |
| ②DFP-17729 の臨床第2/3相試験の研究開発費               | 250         | 2026年12月～<br>2029年12月 |
| ③DFP-10917 の臨床第3相試験の研究開発費<br>及び承認申請関連費用   | 100         | 2025年4月～<br>2026年3月   |
| ④開発体制・管理体制の強化（報酬・人件費等）<br>及び特許関連費用等（関連経費） | 71          | 2026年1月～<br>2027年3月   |
| 合計                                        | 1,071       | —                     |

(新株予約権の行使)

当社が2025年4月30日に発行した第10回新株予約権（行使価額修正条項付）の一部について、2025年5月1日から5月15日までの期間において、以下の行使が行われております。

第10回新株予約権

|                  |      |          |
|------------------|------|----------|
| ① 行使された新株予約権の個数  |      | 4,301個   |
| ② 発行した株式の種類及び株式数 | 普通株式 | 430,100株 |
| ③ 資本金増加額         |      | 90,283千円 |
| ④ 資本準備金増加額       |      | 90,283千円 |

以上により、発行済株式総数は10,160,000株、資本金は5,204,040千円、資本準備金は5,184,040千円となっております。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

Delta-Fly Pharma株式会社  
取締役会 御中

### 三優監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 鳥居 陽  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 西川 賢治  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Delta-Fly Pharma株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

1. 重要な後発事象（第三者割当による第10回新株予約権及び第2回無担保社債の発行）に記載されているとおり、会社は2025年4月30日付で当該新株予約権と社債の払込が完了している。
2. 重要な後発事象（新株予約権の行使）に記載されているとおり、2025年5月1日から第10回新株予約権の一部について行使が行われている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、三優監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

Delta-Fly Pharma株式会社 監査役会

常勤社外監査役 前田 真 明 ㊟

監 査 役 木 村 正 弥 ㊟

社 外 監 査 役 山 本 昇 平 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社の将来の事業拡大に備えた機動的な資本政策の実行を可能にするため、現行定款第6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の14,420,000株から38,000,000株に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

（下線は変更箇所）

| 現行定款                                                    | 変更案                                                     |
|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| （発行可能株式総数）<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>14,420,000株</u> とする。 | （発行可能株式総数）<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>38,000,000株</u> とする。 |

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次の通りであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | えしま きよし<br>江島 清<br>(1949年8月20日)     | 1976年4月 大鵬薬品工業(株)入社<br>2005年9月 同社 取締役開発センター長<br>2007年9月 同社 取締役徳島研究センター長<br>2010年8月 徳島大学産学官連携推進部<br>客員教授（現任）<br>2010年12月 当社代表取締役社長就任（現任）                                                                     | 832,000 株          |
| 2     | いひづか けんぞう<br>飯塚 健蔵<br>(1963年3月1日)   | 1988年4月 大鵬薬品工業(株)入社<br>2006年1月 同社 開発三部部長<br>2012年4月 当社入社 臨床開発部長 兼 東京事務所<br>所長<br>2013年2月 当社取締役就任<br>臨床開発担当 兼 東京事務所長<br>2015年7月 当社取締役常務管理本部長就任<br>2017年6月 当社代表取締役専務就任 研究開発管掌<br>2020年6月 当社取締役就任 研究開発部門担当（現任） | 85,000 株           |
| 3     | くろ たき けんいち<br>黒滝 健一<br>(1965年6月29日) | 1989年4月 日本勧業角丸証券(株)（現みずほ証券(株)）入社<br>2011年7月 同社 引受部 副部長<br>2013年1月 同社 IB業務推進グループ及び投資銀行<br>業務管理部 ディレクター<br>2014年4月 同社 企業推進第二部 ディレクター<br>2019年9月 当社入社 管理・財務担当<br>2020年6月 当社取締役就任 管理部門担当（現任）                    | —                  |

| 候補者番号 | 氏名<br>(ふりがな)<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 4     | 岸井 幸生<br>(1979年1月23日)  | 2002年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所<br>2007年10月 岸井幸生公認会計士事務所設立<br>代表（現任）<br>2008年2月 税理士法人LBAパートナーズ設立<br>代表社員就任（現任）<br>2010年4月 LBAアドバイザリー(株)<br>代表取締役就任（現任）<br>2017年6月 当社社外取締役就任（現任）<br>2020年6月 元旦ビューティ工業(株)<br>社外監査役就任（現任）<br>2021年9月 (株)タウンニュース社<br>社外取締役就任（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>岸井幸生公認会計士事務所 代表<br>LBAアドバイザリー(株) 代表取締役                                                                                                                                                        | -                  |
| 5     | 小南 欽一郎<br>(1967年1月20日) | 1994年7月 英国 王立癌研究所 博士取得後研究員<br>1998年9月 九州大学 生体防御医学研究所<br>文部教官助手<br>2001年6月 野村證券(株)入社<br>野村リサーチ・アンド・アドバイザリー(株)出向<br>みずほ証券(株) 法人グループ ディレクター<br>2017年9月 テック&フィンストラテジー(株)設立<br>代表取締役就任（現任）<br>2017年9月 セルスペクト(株) 社外取締役就任（現任）<br>2018年6月 当社社外取締役就任（現任）<br>(株)ベルセウスプロテオミクス<br>社外取締役就任（現任）<br>2019年8月 (株)Veritas In Silico<br>社外取締役就任（現任）<br>2021年8月 (株)イーガイア 社外取締役就任（現任）<br>2021年12月 (株)レプリテック<br>社外取締役就任（現任）<br>2022年2月 (株)TransMed 取締役就任（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>テック&フィンストラテジー(株) 代表取締役 | -                  |
| 6     | 谷口 明史<br>(1976年10月28日) | 2004年10月 北浜法律事務所（現北浜法律事務所・外国法共同事業）入所<br>2007年1月 弁護士法人北浜法律事務所東京事務所移籍<br>2012年1月 同事務所 パートナー弁護士就任（現任）<br>2017年12月 (株)アーバンビジョン（現(株)Livenup Group）<br>社外監査役就任（現任）<br>2021年6月 当社社外取締役就任（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                          | -                  |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岸井幸生氏、小南欽一郎氏及び谷口明史氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
- ① 岸井幸生氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と実績をもとに、業務を執行する経営陣に対して独立した客観的視点から当社の経営に対する助言及び意見をいただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - ② 小南欽一郎氏は、バイオ分野における国内外での研究経験に加えて、バイオベンチャー企業への投資銀行業務等で培った専門的知識と経験をもとに、業務を執行する経営陣に対して独立した客観的視点から当社の経営に対する助言及び意見をいただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - ③ 谷口明史氏は、弁護士としての豊富な経験と実績をもとに、業務を執行する経営陣に対して独立した客観的視点から当社の経営に対する助言及び意見をいただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 岸井幸生氏、小南欽一郎氏及び谷口明史氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、岸井幸生氏が8年、小南欽一郎氏が7年、谷口明史氏が4年となります。
5. 当社は、岸井幸生氏、小南欽一郎氏及び谷口明史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、社外取締役候補者の岸井幸生氏、小南欽一郎氏及び谷口明史氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で締結しており、今後2026年1月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしており、その他の内容につきましては、事業報告（14ページを参照）に記載の通りであります。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次の通りであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| こばやし かつ ゆき<br>小林 克行<br>(1982年9月6日) | 2004年3月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所<br>2010年1月 公認会計士小林克行事務所設立 代表（現任）<br>2016年3月 ペリフィケーションテクノロジー(株) 社外監査役就任（現任）<br>2017年8月 あかりパートナーズ(株)設立 代表取締役就任（現任）<br>2019年3月 (株)ジェクスヴァル 会計参与就任（現任）<br>2019年12月 小林克行税理士事務所設立 代表（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>公認会計士小林克行事務所 代表<br>あかりパートナーズ(株) 代表取締役<br>小林克行税理士事務所 代表 | —                  |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小林克行氏は、補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしておりますので、同氏が社外監査役に就任した場合には、独立役員として指定する予定であります。
3. 小林克行氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と実績をもとに、業務執行を行う経営陣に対して独立した客観的視点から当社の経営に対する助言及び意見をいただきたいため、選任をお願いするものであります。
4. 小林克行氏が監査役に就任した場合には、当社と同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で締結しており、今後2026年1月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとしており、その他の内容につきましては、事業報告（15ページを参照）に記載の通りであります。小林克行氏が監査役に就任した場合は、当該契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

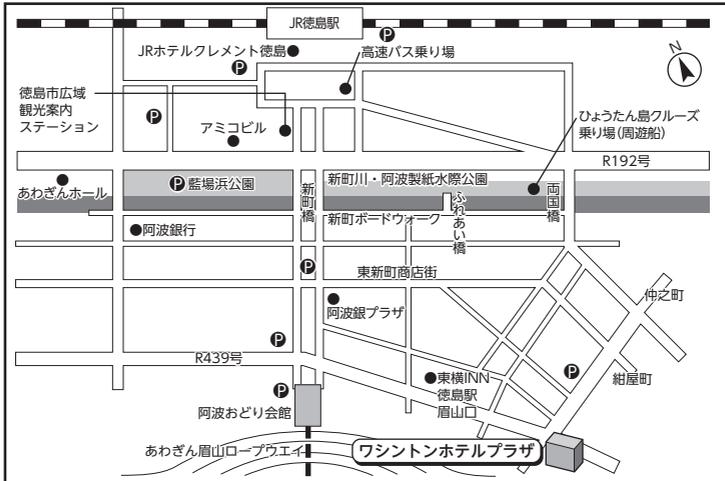
会場：徳島県徳島市大道1丁目61番1号

徳島ワシントンホテルプラザ

※開催場所が前年と異なっておりますので、

お間違えないようお願い申し上げます。

TEL 088-653-7111



交通 JR徳島駅  
徳島空港

徒歩約15分  
車で約30分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。